

東根市新型インフルエンザ等対策行動計画 (案)

平成26年3月

令和8年 月 (改定) 第2版

山形県東根市

目 次

第1章 計画の基本事項	1
第1節 市行動計画改定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 対象とする感染症	2
第4節 計画の見直し	2
第2章 新型インフルエンザ等対策の基本方針	3
第1節 対策の目的	3
第2節 対策の基本方針	4
第3節 発生段階ごとの対応	4
第4節 実施上の留意点	5
第5節 対策推進のための役割分担	7
第3章 対策の基本項目	8
第4章 危機管理体制	11
第1節 全庁的な体制	11
第2節 各部課局の主な役割	13
第5章 各対策項目の考え方及び取組み	15
第1節 実施体制	15
第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	18
第3節 まん延防止	20
第4節 ワクチン	23
第5節 保健	26
第6節 物資	27
第7節 市民生活及び地域経済の安定の確保	28
巻末資料（用語解説）	32

第1章 計画の基本事項

第1節 市行動計画改定の趣旨

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和元年以降、新型コロナウイルス感染症が数年間にわたり世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となってきた。

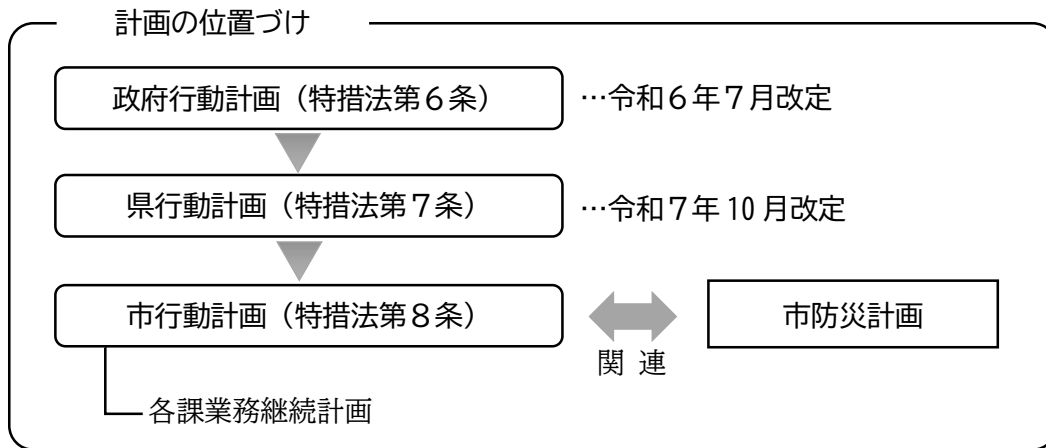
新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

ひとたびパンデミックが発生すると社会機能や経済活動の低迷、医療提供体制のひっ迫など、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼすこととなる。しかし、新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。

病原性が高い新型インフルエンザ等感染症や、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症等が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時から感染症危機に備え、有事にとるべき対応策をあらかじめ定めることが重要である。今般、令和6（2024）年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が抜本改定され、さらに令和7（2025）年10月に山形県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）が改定されたことを受け、市においても、東根市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の抜本改定を行うものである。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第8条に定める市町村行動計画に位置付けるものである。政府行動計画及び県行動計画を踏まえて改定し、発生前の準備期から初動期・対応期に至るまでの対策について定める。



第3節 対象とする感染症

対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、特措法第2条第1号の規定により、以下の通りとする。

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ② 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症（当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

第4節 計画の見直し

市行動計画は、おおむね6年ごとに改定が検討される政府行動計画の検討及び改定内容に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

なお、最新の科学的知見が得られた場合や新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、前記の期間にかかわらず、市行動計画等の見直しを適時適切に行うものとする。

第2章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

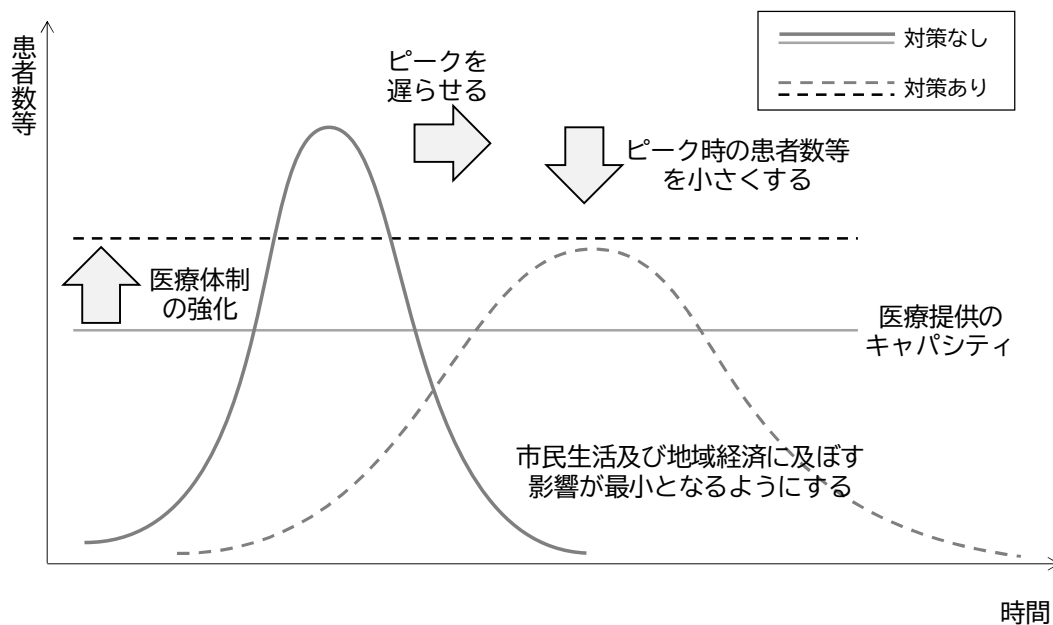
第1節 対策の目的

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

(1) 感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護

- ・感染拡大の速度を抑え、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

【対策の効果（概念図）】



参考：国まん延防止に関するガイドライン

(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び地域経済への影響の軽減を図る。
- ・医療提供体制、市民生活及び地域経済の安定維持に努める。

第2節 対策の基本方針

本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針を次の通り定め、具体的な対策を講じていくこととする。

- 的確な情報収集及び市民に対する迅速で正確な情報提供
- 市民に対する速やかなワクチン接種の実施
- 適切な感染拡大防止策及び経済活動・社会活動への影響の最小化

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、本計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

第3節 発生段階ごとの対応

新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの3期に分けて対策を行う。

時期	対策
準備期	発生前の段階。備蓄や市民への啓発、DXの推進、人材育成、実践的な訓練の実施等、事前の準備を行う。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階。新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）設置の公表に基づき、直ちに初動対応の体制に切り替える。
対応期	政府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定されて以降の段階。

ただし、過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定に入れるものとする。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定し、病原体の性状に応じた対策等を考慮する。
- ② 病原体についての知見が限られている発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 政府が示す指針等も踏まえ、科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや、対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

第4節 実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、市行動計画に基づき、国や県、関係団体と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の対策を的確かつ迅速に実施する。

(1) 平時からの備えの充実

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、次の取組みにより、平時の備えの充実を図り、訓練により迅速な初動対応の体制を確立することを目指す。あわせて、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

- ① 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理
- ② 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備
- ③ 市民や関係団体等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善
- ④ DXの推進、人材育成

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。

このため、次の取組みにより、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

- ① 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え
- ② 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置
- ③ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え
- ④ 市民の理解や協力を得るための情報提供・共有

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県との連携のもと、医療関係者への医療提供の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売り渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。また、感染者やその家族、医療関係者等への誹謗中傷等人権侵害が生じないよう取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

「東根市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「市対策本部」という。）（構成について第4章で説明）は、政府対策本部、山形県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

社会福祉施設は、子ども、高齢者、障がい者など幅広い利用者の生活を支えており、また、家族の就労・就学等の面からも、必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要である。そのため、社会福祉施設に必要となる医療提供体制や病院・施設における感染対策等について、市や関係機関は、平時から連携し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染危機管理下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保等を進める。また、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること、感染症対策も前提とした防災訓練を実施する等の準備を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

第5節 対策推進のための役割分担

(1) 国

- ・ 地方公共団体及び指定（地方）公共機関等への支援
- ・ WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携
- ・ ワクチン、医薬品の調査や研究
- ・ 感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有

(2) 県

- ・ 業務継続計画（BCP）の策定勧奨
- ・ 発生時の行政手続等のDXの推進
- ・ 医療機関と病床確保等の医療措置協定締結
- ・ 検査機関、医療機関と検査等措置協定締結
- ・ 保健所の対応、検査体制、宿泊療養等の準備
- ・ 情報提供・共有体制の整備
- ・ 宿泊施設等の措置協定締結

(3) 市町村

- ・ 情報提供・共有体制の整備
- ・ 業務継続計画の策定・変更
- ・ ワクチンの接種
- ・ 市民の生活支援（要配慮者への支援）
- ・ 発生時の行政手続等のDXの推進
- ・ 感染対策の実施
- ・ 地域経済の安定維持

(4) 医療機関

- ・ 県との医療措置協定締結
- ・ 院内感染対策の研修
- ・ 周辺医療機関や社会福祉施設、保健所等との訓練
- ・ 感染症対策物資等の確保

(5) 指定（地方）公共機関

- ・ 特措法に基づく対策の実施

(6) 登録事業者

- ・ 事業継続等の準備

(7) 一般の事業者

- ・ マスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄

(8) 市民

- ・ 健康管理
- ・ 基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混み回避等）
- ・ マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄
- ・ 感染症に関する情報への理解と人権尊重

第3章 対策の基本項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護」及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においてもわかりやすく、取り組みやすいものとするため、以下の7項目を本行動計画の主な対策項目とする。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 市民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や市民・事業者の協力の下、国や県、近隣自治体とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析及びリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

(3) まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び地域経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため、市は県と連携して、県が行うまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の対策を速やかに取り入れる。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

(4) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。市は、県や医療機関、事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備しておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国において、国内での開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、市においても、接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

(5) 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、市域を越えたまん延の防止に向けては、県が新型インフルエンザ等の発生時における総合調整権限・指示権限の行使を想定しつつ、平時から山形県感染症対策連携協議会等の活用を通じて県が主体的に対策を講じ、市は対策に協力する。

新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の患者が発生した場合には、業務負荷の急増が想定されることから、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行って地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

(6) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

市は、新型インフルエンザ等の発生時に感染対策物資の不足が懸念される場合等には、必要に応じて県とともに感染対策物資等の生産要請等を行うよう国に働きかけるなど、医療機関等で必要な感染対策物資等が確保されるよう取り組む。

(7) 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は国や県と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、国が講ずる支援策等を踏まえ地域の実情等にも留意しながら、市民生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める

第4章 危機管理体制

第1節 全庁的な体制

市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、市対策本部、東根市新型インフルエンザ等対策会議（以下「市対策会議」という。）を設置して、全庁的な対応を行う。

（1）市対策本部の設置

市対策本部は、特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が山形県を対象に発出された場合に、特措法第34条第1項の規定に基づき、本部長が招集し設置する。また、緊急事態宣言がなされていない場合であっても特措法に基づかない任意の対策本部として設置することが可能であることから、国内のいずれかの地域でまん延防止重点措置が公示された場合等、感染拡大の状況に応じ、市対策本部を設置する。

市対策本部は、最新の情報を収集し、国・県等関係機関と連携を図り、県内・市内発生、感染拡大に備えた対応を協議し、各部課局に対し、必要な対策を講じるよう指示する。

（2）市対策会議の開催

市対策会議は、新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、必要に応じ開催する。

具体的には、海外で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合や国内発生した場合、国・県対策本部が設置された場合に、市対策会議を開催し、市対策本部の設置について検討するとともに、情報共有、発生防止策の徹底、準備状況の把握・確認、発生に備えた対応を行う。

(3) 体制図

①市対策本部 特措法第35条の規定に基づき、次の通り組織する。

市対策本部	本部長	市長
	副本部長	副市長、教育長
	本部員	市長部局の各部長、上下水道部長、会計管理者、議会事務局長、教育次長及び消防長
	本部長が不在の場合は副本部長（①副市長②教育長）が代行し、副本部長の代行は総務部長が行う。本部員の代行は、総務部長は総合政策課長、市民生活部は生活環境課長、健康福祉部は福祉課長、経済部長は商工観光課長、建設部長は建設課長、上下水道部長は上下水道課長、会計管理者は会計課職員、議会事務局長は議会事務局長補佐、教育次長は学校教育主幹、消防長は総務課長とする。	
市対策本部 事務局	事務局長	危機管理室長
	事務局員	総合政策課長、財政課長、庶務課長、健康推進課長、学校教育主幹、総務課長
	事務局長不在の場合は健康推進課長が代行し、事務局員が不在の場合は各所属職員が代行する。	

②市対策会議

市対策会議	議長	副市長
	副議長	教育長
	会議員	市長部局の各部長、上下水道部長、会計管理者、議会事務局長、教育次長及び消防長
	議長が不在の場合は副議長が代行し、副議長の代行は総務部長が行う。会議員の代行は、総務部長は総合政策課長、市民生活部は生活環境課長、健康福祉部は福祉課長、経済部長は商工観光課長、建設部長は建設課長、上下水道部長は上下水道課長、会計管理者は会計課職員、議会事務局長は議会事務局長補佐、教育次長は学校教育主幹、消防長は総務課長とする。	
市対策会議 事務局	事務局長	危機管理室長
	事務局員	総合政策課長、財政課長、庶務課長、健康推進課長、学校教育主幹、総務課長
	事務局長不在の場合は健康推進課長が代行し、事務局員が不在の場合は各所属補佐が代行する。	

第2節 各部課局の主な役割

発生段階3期（準備期・初動期・対応期）ごとに、各部課局が取り組むべき主な対策について、対策の基本項目7項目（①実施体制②情報提供・共有、リスクコミュニケーション③まん延防止④ワクチン⑤保健⑥物資⑦市民生活及び地域経済の安定の確保）に分類して表記する。

各対策の内容については、第5章において個別に記載する。

(1) 準備期

全課共通	①業務継続計画の作成・変更、各部課局別対応マニュアルの整備
総務部	①実践的な訓練の実施 ①関係機関との連携強化 ⑦情報共有、連携体制の確認 ②相談窓口設置の準備 ②・⑦情報提供に配慮が必要な方への情報発信方法の検討 ③・⑦家庭内備蓄の推進 ⑥備蓄品の把握・管理
市民生活部	⑦火葬場の火葬能力の把握、遺体安置できる施設の把握・検討 ⑦個人防護具や火葬場での納体袋等の消耗品確保の準備
健康福祉部	②感染症対策の情報提供 ②相談窓口設置の準備 ③基本的な感染対策やまん延防止のための取組みの周知 ③予防接種の重要性の周知 ③高齢者・障がい者世帯等の支援が必要な世帯の把握 ④ワクチン接種の資材の確保方法の確認、接種体制の検討 ④予防接種にかかるオンラインシステムの整備等、DXの推進 ⑦要配慮者等への生活支援、搬送、死亡時の対応等の検討
教育委員会	③学校休業時の体制の検討、オンライン授業の環境整備
消防本部	⑥救急搬送時の感染予防資機材の備蓄 ⑦患者移送体制の整備

(2) 初動期

全課共通	①職場・窓口等での感染対策及び発生に備えた準備行動、職員の健康管理 ③業務継続計画に基づく対応の準備
総務部	①市対策会議の開催、市対策本部設置の検討 ①人員体制強化のための準備 ③市民への情報提供
市民生活部	⑦一時的な遺体安置施設等の確保
健康福祉部	②・③市民への情報提供 ③保育所の休所等の対応検討 ④接種体制の構築、必要な資材等の確保に向けた調整
教育委員会	③学校休業期間における教育・管理体制の確認
消防本部	⑦搬送体制の確認・実施準備

(3) 対応期

全課共通	①対策に従事する職員の心身への影響を考慮した対策の実施 ③まん延防止対策等重点措置または緊急事態宣言への対応
総務部	①市対策会議の開催、市対策本部の設置の検討 ②市民への情報提供の強化
市民生活部	⑦生活関連物資の価格の安定に向けた取り組みの実施 ⑦円滑な火葬の実施、広域火葬の応援協力、特例に基づく埋火葬の手続き ⑦一時遺体安置施設等の確保、適切管理
健康福祉部	②市民への情報提供の強化 ③高齢者・障がい者世帯等への相談受付・生活支援の準備・実施 ④特定接種、住民接種の実施、予防接種による健康被害救済の取組み ⑤県の患者支援（健康観察、食事等の提供、物品の支給）への協力 ⑦市民の心身への影響を考慮した対策の実施（メンタルヘルス等） ⑦要配慮者等への生活支援、搬送、死亡時の対応等の実施
経済部	⑦生活関連物資の価格の安定に向けた取り組みの実施 ⑦まん延防止対策で影響を受けた事業者等への支援
上下水道部	⑦水道水の安定的な供給及び排水施設の適正管理
教育委員会	⑦児童生徒の心身への影響を考慮した対策の実施（メンタルヘルス等） ⑦学校休業等に対応した教育及び学びの継続に関する取り組みの実施
消防本部	⑦搬送体制の確認・実施準備、患者の移送への協力

第5章 各対策項目の考え方及び取組み

第1節 実施体制

(1) 準備期

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、必要な対策を講じることが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

【実践的な訓練の実施】

○ 市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた訓練等を行う。
(危機管理室)

【計画策定等による体制整備・強化】

○ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、必要に応じ、見直しする。その際、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
(健康推進課・危機管理室)

○ 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。必要に応じ対応マニュアルを整備する。
(全課共通)

○ 市は、情報の収集と提供、発生防止策の徹底、準備状況の把握と確認など、関係部局が連携し、発生に備えた対応を行う。
(危機管理室・健康推進課)

○ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、政府の方針も踏まえ、研修や訓練等を実施するとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。合わせて対策に携わる行政職員等の養成を行う。
(危機管理室・健康推進課)

【関係機関の連携の強化】

○ 市は、市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県、その他の関係団体と相互に連携し、平時からの情報共有、連携体制の確認及び実践的な訓練を実施する。
(危機管理室)

○ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、さまざまな業界の関係団体との間で、情報

交換等をはじめとした連携体制を構築する。

(関係課)

(2) 初動期

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、必要に応じ、市対策会議を開催し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

各職場・窓口において、感染対策及び発生に備えた準備行動をとるとともに、職員の健康管理に配慮する。

【新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置】

○ 国内外で新型インフルエンザ等が発生し、国が政府対策本部を設置した場合や、県が対策本部を設置した場合において、市は市対策会議を開催し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。あわせて市対策本部の設置についても検討する。

(危機管理室・健康推進課)

○ 市は、必要に応じ、準備期における整理を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

(庶務課)

○ 市は、国内外での新型インフルエンザ等の発生を受けて政府が講じた財政支援措置の内容も踏まえ、必要に応じ、地方債の発行等による財源を検討し、所要の準備を行う。

(財政課)

(3) 対応期

初動期に引き続き、長期間にわたる対応も想定されることから、各種対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

【対策の実施体制】

○ 市は「第4章 危機管理体制 第1節 全庁的な体制」に基づき、市対策会議を開催し、市対策本部の設置を検討する。

(危機管理室)

- 市は、的確な情報収集に努め、市民、関係機関、事業所等に対して迅速かつ的確な情報提供を行うことにより、感染拡大防止や社会・経済機能の維持を図る。 (関係課)
- 新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策(人員調整・体制の強化、メンタルヘルス等)を講ずる。 (庶務課)
- ワクチン等による免疫の獲得、治療薬等による対応力の高まり、病原体の変異による病原性等の低下等や、新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回る等の状況に応じ、市対策本部体制の縮小・解除時期を検討するほか、第二波等に備え、市対策本部の実施体制及び業務継続体制について検討する。 【市対策本部】(危機管理室・健康推進課)

【職員の派遣・応援への対応】

- 市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。 【市対策本部】(危機管理室)
- 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。 【市対策本部】(危機管理室)

【必要な財政上の措置】

- 市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じ、地方債の発行等により、対策に要する財源を確保する。 (財政課)

【緊急事態宣言への対応】

- 市は、山形県を対象とする緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。また、市内を対象とする緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。 【市対策本部】(危機管理室)
- 市は、国が山形県を対象とする緊急事態宣言を解除した場合、国の基本的対処方針に基づき、対策を縮小・中止するとともに、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、市行動計画の見直しを行う。 (危機管理室・関係課)

【特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制】

- 市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がなされた時は、遅滞なく市対策本部を廃止、または、特措法によらない市対策本部の体制に切り替える。 【市対策本部】(危機管理室)

第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

(1) 準備期

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民や事業者、関係団体等がリスク情報とその見方の共有等を通じて、適切に判断・行動できるようにすることが重要である。平時から、感染症危機に対する理解を深め、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるよう普及啓発に取り組む。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

【新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有】

- 市は、国県等から提供された情報や媒体を活用しながら、平時から感染症対策等に関する情報提供・共有を行う。(健康推進課)
- 高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報提供・共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報提供・共有ができるよう情報提供の手段・方法について検討する。(総合政策課)
- 有事において、市民等に対し速やかに感染症情報が適切に提供できるよう、あらかじめ検討を行い、情報提供・共有体制を構築する。(危機管理室・健康推進課・総合政策課)

【双方向のコミュニケーションの体制整備や取組みの推進】

- 市は、国からの要請を受けて、市民の相談窓口設置について準備を進める。(総合政策課・健康推進課)

(2) 初動期

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、状況に応じた的確な情報提供・共有を行う。可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、体制を強化する。

【迅速かつ一体的な情報提供・共有】

○ 市は、県からの要請を受けて、市民への情報提供を行う。また、オンラインによる受診や服薬指導など対面によらない方法や定期薬の長期処方等の周知に協力する。

(健康推進課)

【双方向のコミュニケーションの実施】

○ 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等の相談窓口を設置する。(関係課)

(3) 対応期

可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民に対し、関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたりスクコミュニケーションを行うよう努める。

【迅速かつ一体的な情報提供・共有】

○ 市は、県からの要請を受けて、市民への情報提供を強化する。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供するとともに、相談窓口や帰国者・接触者外来、医療体制等の情報の周知に協力する。(総合政策課・危機管理課・健康推進課)

○ 情報提供に当たっては、準備期に検討した手段・方法により、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報提供・共有に当たって配慮が必要な者に対し、適時適切に情報提供・共有を行う。(総合政策課)

【双方向のコミュニケーションの実施】

○ 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等の相談窓口の設置を継続する。

(関係課)

第3節 まん延防止

(1) 準備期

新型インフルエンザ等の発生時において、医療体制のひっ迫を招かないよう感染拡大のスピードやピークを抑制し、まん延防止対策による社会的影響を緩和するために、市民や事業者等の理解促進に取り組む。

【新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に備えた理解や準備の促進等】

○ 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策について、平時から普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合、相談窓口に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

(健康推進課・関係課)

○ 新型インフルエンザ等と通常のインフルエンザ等の発熱性疾患とは区別がつきにくいことや、基礎疾患により重症化のリスクが高い場合に通常の予防接種が重要であることを、平時から周知する。

(健康推進課)

○ 新型インフルエンザ等が発生した場合、食料品や生活必需品の流通、物流に影響が出ることも予想されることから、災害時と同様の食料品・生活必需品等の備蓄の必要性について周知する。特に、流行時に品切れが予想される不織布マスクは、家族分を考慮した一定量の備蓄を推奨する。

(危機管理室)

○ 小中学校においては、発生早期から長期の学校休業措置やオンライン授業の実施が想定されることから、休業期間における教育・管理体制の検討や、オンライン授業の環境を整備する。

(管理課)

○ 市は、平時から、新型インフルエンザ等の流行により孤立し生活に支障を来すおそれのある高齢者・障がい者世帯等の把握に努め、国や県からの要請を受けた場合は速やかに必要な生活支援（見回り、食料提供等）ができるよう、準備・検討する。

(福祉課)

○ 市は、国や県からの要請を受けて、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるよう、介護サービス事業者等と連携を図る。

(福祉課)

(2) 初動期

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡

大のスピードやピークを抑制するため、まん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

【国内でのまん延防止対策の準備】

- 市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。(全課共通)
- 市は、国や県と連携し、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。また、まん延時の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう要請する。特に、高齢者・障がい者世帯等に対して、丁寧な情報提供を行う。(危機管理室・健康推進課・福祉課・関係課)
- 保育所等においては、生命及び健康の保護を最優先とし、地域の感染状況に応じて休所等の対応を検討する。その際、休所等が子どもや保護者に与える影響に十分配慮する。(こども家庭課)
- 小中学校における長期の学校休業措置に備え、休業期間における教育・管理体制を確認する。また、学校等の休業等の対策について周知を図る。(管理課)
- 市は、まん延防止のため必要があると認めるときは、市主催事業の実施や公共施設の使用制限について検討する。(関係課)

(3) 対応期

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、県の要請に応じまん延防止対策を講ずる。その際、市民生活や地域経済活動への影響も十分考慮する。

【国内でのまん延防止対策の実施】

- 市は、国や県と連携し、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(危機管理室・健康推進課・関係課)
- 市は、まん延防止のため必要があると認めるときは、市主催事業の中止や公共施設の使用制限を行う。(関係課)

【まん延防止対策等重点措置または緊急事態宣言への対応】

- 県内にまん延防止対策等重点措置又は緊急事態宣言が発出された場合、市は、県からの要請を受け、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて生活の維持に必要な場合

を除きみだりに外出しないことや、基本的な感染予防策の徹底について市民に周知する。また、学校、保育所、通所または短期入所の社会福祉施設等に対し、県から期間を定めて施設の休業等を要請がある場合は、関係機関に対し周知する。(関係課)

【高齢者・障がい者世帯等に係る対応】

- 市は、国や県からの要請を受け、医療に関する相談及び生活支援の準備を行う。(福祉課)
- 市は、国や県からの要請を受け、感染拡大状況に応じ、速やかに必要な生活支援（見回り、食料提供等）を行う。(福祉課)
- 市は、国や県からの要請を受け、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるよう、介護の際に利用者及び従事者が新型インフルエンザ等に感染することがないように、介護サービス事業者との連携や指導を行う。(福祉課)

第4節 ワクチン

(1) 準備期

新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現できるよう、平時から必要な準備を行う。

【ワクチンの接種に必要な資材】

○ 市は、平時からワクチン接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。(健康推進課)

【接種体制】

○ 市は、市医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。(健康推進課)

【特定接種】

○ 市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。また、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の職員については、市が実施主体となる集団接種により接種を実施することになるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。(健康推進課・庶務課)

○ 市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る職員について、対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。(健康推進課・庶務課)

【住民接種】

○ 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、「住民接種マニュアル」を整備する。(健康推進課)

○ 円滑な接種の実施のため、政府が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住地以外の自治体における接種も可能にするよう、平時から取組みを進める。(健康推進課)

○ 有事の際は速やかに接種できるよう、平時から医師会等の医療関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な

実施方法について準備を進める。 (健康推進課)

【DXの推進】

○ 市は、市が活用する予防接種関係のシステムが、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す標準仕様書に沿ったシステムの整備を行う。 (健康推進課)

○市は、接種対象者を特定し、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。その際、電子的に通知を受け取ることができない者に対しては紙の接種券等を送付する等配慮する。 (健康推進課)

(2) 初動期

目標とする接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう調整を行う。

【接種体制の構築】

○ 市は、「住民接種マニュアル」に基づき、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築に向け、必要な資材等の確保に向けた調整を行う。 (健康推進課)

(3) 対応期

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

【ワクチンに必要な資材の供給】

○ 市は、国からの要請を受け、ワクチンや必要な資材等について、流通量や需要量、供給状況について把握し、ワクチンの割当量等の調整を行う。 (健康推進課)

【接種体制の構築】

○ 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。 (健康推進課)

【特定接種】

- 市は、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の職員に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康推進課)

【住民接種】

- 市は、国からの要請を受けて、住民への接種順位等の基本的対処方針を踏まえ、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。(健康推進課)
- 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し接種に関する情報提供・共有を行う。(健康推進課)
- 市は、感染状況を踏まえ、必要に応じ、医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県又は市の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(健康推進課)
- 市は、地方公共団体間で接種歴を確認し接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、政府が整備するシステム等も活用し、接種記録の適切な管理を行う。(健康推進課)

【健康被害救済】

- 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行う。(健康推進課)
- 市は、予防接種健康被害救済制度について、被接種者への情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者からの相談等への対応を適切に行う。(健康推進課)

【情報提供・共有】

- 市は、自らが実施するワクチン接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、政府が情報提供・共有するワクチン接種に係る情報について、市民に対し迅速・正確な周知・共有を行う。(健康推進課)

第5節 保健

(1) 対応期

【健康観察及び生活支援】

- 市は、県からの要請を受け、県が実施する健康観察に協力する。 (健康推進課)
- 市は、県からの要請を受け、県から当該患者や濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者や濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供またはパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。 (健康推進課)

第6節 物資

(1) 準備期

感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

【感染症対策物資の備蓄】

- 市は、公共施設において新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。 (危機管理室)
- 市は、国や県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。 (消防本部)

第7節 市民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 準備期

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、まん延の防止に関する措置により市民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。必要な準備を行い、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び地域経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

【情報共有体制の整備】

○ 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、平時のうちから有事に必要となる情報提供・共有体制を整備する。

(危機管理室)

【支援の実施に係る仕組みの整備】

○ 市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、政府の取組みも踏まえながらDXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

(総合政策課・関係課)

【物資及び資材の備蓄及び流通】

○ 市は、平時から備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

(危機管理室・健康推進課)

○ 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(関係課)

【患者移送体制の整備】

○ 患者移送の方法(N95等のマスク・ガウン等の着用やアルコール等による消毒の徹底、移送従事者への季節性インフルエンザワクチン予防接種等)について、平時から県と検討・調整を行う。

(消防本部)

○ 新型インフルエンザ等流行期において迅速かつ適切に搬送できるよう、事前に県や医療機関等の協議に参加し、搬送体制について検討する。

(消防本部)

【生活支援を要する者への支援等の準備】

- 市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。
(福祉課)

【火葬体制の整備】

- 市は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を平時から行い、有事において火葬を円滑に行うための体制を整備する。
(生活環境課)
- 市は、県と連携し、個人防護具や火葬場での納体袋等の消耗品を確保できるよう準備する。
(生活環境課)

(2) 初動期

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行う。県と連携し、事業者や市民等に、感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

【患者搬送体制の整備】

- 新型インフルエンザ等流行期における感染症患者や他の疾患の傷病者等の搬送体制を確認し、実施準備する。
(消防本部)

【遺体の火葬・安置】

- 市は、国や県からの要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(生活環境課)

(3) 対応期

市民生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組みを行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

【心身への影響に関する施策】

- 市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。
(健康推進課・こども家庭課・福祉課・管理課)

【生活支援を要する者への支援】

- 市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。
(福祉課)

【教育及び学びの継続に関する支援】

- 市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組み等の必要な支援を行う。
(管理課)

【生活関連物資等の価格の安定等】

- 市は、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体や事業者等に対して供給の確保や買占め、売り惜しみ及び便乗値上げの防止等の要請を行う。
(生活環境課・商工観光課)

- 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供・共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
(生活環境課・商工観光課)

- 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、食料品や生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
(生活環境課・商工観光課)

- 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資や役務、又は地域経済上重要な物資や役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他の法令の規定に基づき措置その他適切な措置を講ずる。

【市対策本部】（危機管理室・関係課）

【患者の搬送・移送】

- 県の要請を踏まえ、新型インフルエンザ等流行期における感染症患者等の移送や他の疾患等の傷病者の搬送体制を確認し、実施準備する。 (消防本部)
- 入院措置を行う患者等が多くなり、県による移送だけでは対応できないと判断された場合、県の要請を受けて、感染症指定医療機関等への移送を行う。 (消防本部)

【埋葬・火葬の特例等】

- 市は、国や県からの要請を受けて、火葬場に対して可能な限り火葬炉を稼働させる。 (生活環境課)
- 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。 (生活環境課)
- 市は、県の要請を受けて、広域火葬の応援・協力をを行う。 (生活環境課)
- 市は、国や県の要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。 (生活環境課)
- 国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村以外の市町村による埋火葬の許可等の埋火葬の手続の特例を定めることとしており、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。 (生活環境課・市民課)

【事業者に対する支援】

- 市は、新型インフルエンザ等の発生・拡大や、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。 (商工観光課)

【生活及び地域経済の安定に関する措置】

- 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水道水の安定供給及び排水施設の適正管理に必要な措置を講ずる。 (上下水道課)

用語解説 (アイウエオ順)

感染症危機	ほとんどの人が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、生命及び健康や市民生活・地域経済に重大な影響が及ぶ事態。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、市民生活及び地域経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。本政府行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。

双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国等による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに市民生活及び地域経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミック	感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。